

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
が休日は、
の翌日)

告示

鳥取県告示第百八十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による昭和四十年定期種畜検査が次のとおり実施されるので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇ 告 示 家畜改良増殖法による昭和四十年定期種畜検査の実施
種畜証明書の有効期間の延長
健康保険法による保険医療機関の指定
土地改良法による土地改良事業の認可
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

昭和四十年定期種畜検査日程

第 一 次 査 査 日	第 二 次 査 査 日	検 査 場 所	家 畜 の 種 類
五月 八日 午前九時から	五月 十一日 午前九時から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	乳牛、和牛、馬、豚、めん羊、山羊
" 九日 午後一時から	" 十二日 午後一時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場	"
" 十日 午前九時から	" 十三日 午前九時から	気高郡気高町浜村 浜村家畜検査場	"
" 十一日 午後一時から	" 十四日 午後一時から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	"
" 十二日 午前十時から	" 十五日 午前十時から	東伯郡赤碓町赤碓 鳥取種畜牧場	"
" 十四日 午後一時から	" 十七日 午後一時から	鳥取県畜産試験場	"
" 十五日 午前九時から	" 十八日 午前九時から	米子市勝田町 米子家畜市場	"
" 十六日 午後一時から	" 十九日 午後一時から	米子市勝田町 米子家畜市場	"
"	"	両三柳 鳥取県中小家畜試験場	"

" 十七日 " " 二十日 " 日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場
 " 午後一時から " 午後一時から " 江府町江尾 江尾 "
 " 十八日 午前九時から " 二十一日 午前九時から " 日野町根雨 根雨 "
 " 午後一時から " " 午後一時から " 日南町生山 生山 "
 " " " " " " " " " "

鳥取県告示第百八十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項の規定に
 より昭和三十九年度定期種畜検査に基づいて交付した種畜証明書の有効期
 間が、同期間経過後六月以内において実施される昭和四十年定期種畜検
 査の日まで延長されることになった旨の通報があつたので、同法同条第二
 項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
 より次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関
 及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭
 和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	所 在 地	診 療 科	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
坂本医院		鳥取市藪片原町	外科、皮膚科、小児科、内科、整形外科	坂本 義博	昭和四十年四月 一日	乙表点数表
医療法人専仁会信生病院		倉吉市明治町	内科、歯科、放射線科	岸田 信藏	" 二日	"
萩原医院		八頭郡河原町	内科、小児科	萩原 茂通	" "	"
瀬川医院		船岡町船岡	内科、小児科、放射線科	瀬川 昭夫	一日	"
"	大伊出張所	" 殿	"	"	"	"
岸 医院		河原町	内科、外科、産婦人科	岸 良尚	"	"
日南町国民健康保険日南病院		日野郡日南町	"	日南町長木下 太郎	"	甲表点数表
上田病院		鳥取市西町	精神科、神経科	上田 治	十三日	"
ノゾ医院		岩美郡国府町宮ノ下	内科、小児科	野津登志子	十日	乙表点数表
浜村診療所		気高郡気高町勝見	内科、産婦人科	森 茂民	一日	"

鳥取県告示第百八十六号

東伯郡関金町大字泰久寺六四三番地 山根隼三ほか十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(区画整理)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年四月十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 日時 昭和四十年四月二十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- (1) ポスター掲示場を法定数より減ずる場合の基準について
- (2) 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部改正について
- (3) 不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定に関する件